令和 6 年度日野市物価高騰対応重点支援給付金 (非課税世帯分、均等割課税世帯分)のご案内

DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、令和6年度日野市物価高騰対応 重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件 (DV保護命令と収入要件)を満たせば、日野市から受給できる可能性 があります。
- 日野市で給付金を受給するためには、手続き・申請が必要です。
- ※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が 住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます
- このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます

給付対象と給付額

1世帯あたり**10万円**

避難している世帯全員が令和6年度「新たに非課税者のみの世帯」、 「新たに均等割課税者のみの世帯」、または「新たに均等割課税者と非 課税者で構成されている世帯上

申 請 先 (避 難 先 が 日 野 市)

申請期間

基準日に日野市にお住まいの方は、郵送または受付窓 ロ※3で申請してください。申請書は市 HP からダウン ロード又は下記に設置しています

【申請書配布先】市セーフティネットコールセンター、 日野市社会福祉協議会、くらしの自立相談支援窓口み らいとのサテライトセンターなど

令和6年7月2日(火) ~令和6年10月31日(木)

お問い合わせ

日野市 住民税非課税世帯等給付金コールセンター 市HP



3 042-514-8868

受付時間 8:30~17:00

(令和6年7月2日~令和6年12月27日まで 土日祝日を除く)

※3受付窓口は市役所本庁舎2階東側に設置

(令和6年7月2日〜令和6年10月31日まで、十日祝日を除く、受付時間8:30〜17:00)



申請・支給要件・必要書類等

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。ご不明な点は、日野市の給付金受付窓口にご相談ください。

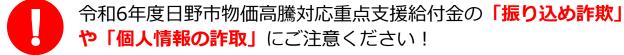
- Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか?
- A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件(DV避難中であることの証明)を満たせば、 日野市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例 (児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 日野市で受給するためには、どのような手続き が必要ですか?

A 日野市にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」、「受理確認書」、「令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金申請書」、世帯全員の「令和5年度及び令和6年度課税(非課税)証明書」、「お子様の氏名・生年月日のわかるもの」(18歳以下のお子様がいる場合)をご提出ください。



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。